

物価高、人手不足等の影響を受ける中、
事業の成長や立て直しに取り組む中小企業の皆さんを応援します！

滋賀県制度融資のご案内

政策推進資金(がんばる企業応援枠2)

【モニタリング強化型特別保証制度対応】

物価高、人手不足等の影響を受ける中小企業者等が、事業の成長や立て直しに取り組む際に必要となる資金としてご利用いただける融資制度を設けています。

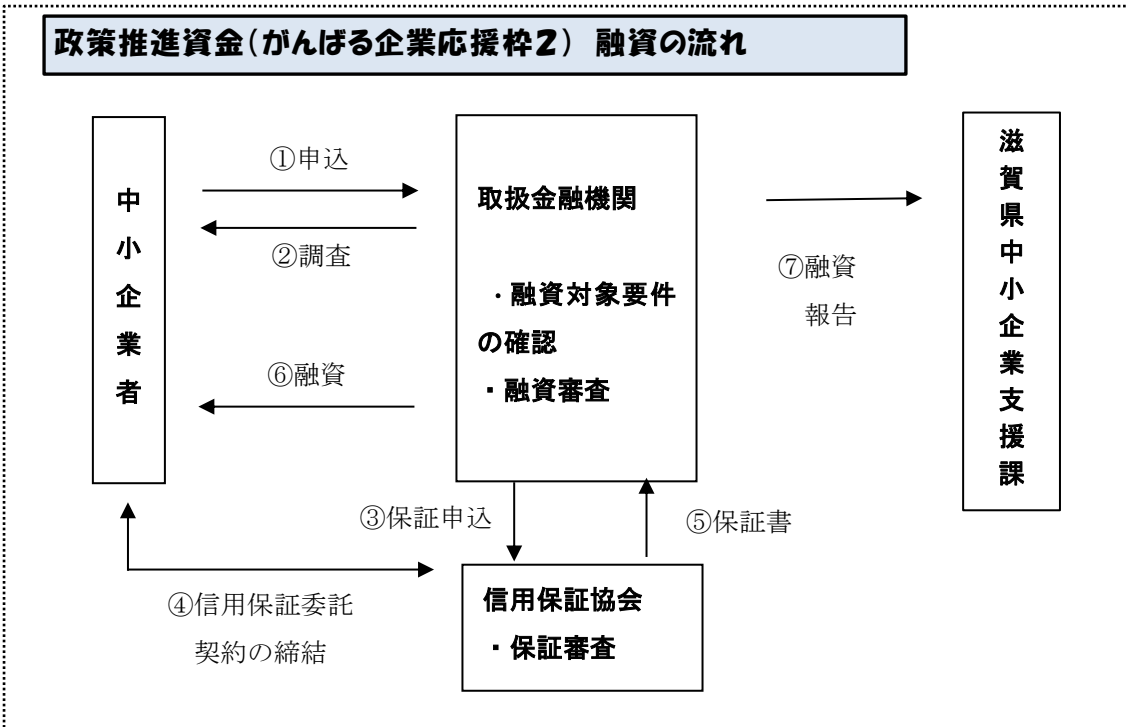
資金用途	物価高、人手不足等の影響を受ける中小企業者等が事業の成長や立て直しに取り組む際に必要となる資金
融資対象者	認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している中小企業者、協同組合等
融資限度額 (※1)	2億8,000万円(協同組合等の場合は、4億8,000万円)
融資利率 (※2)	年2.2%以内(固定)
信用保証料	必ず保証付き <モニタリング強化型特別保証制度> 保証料率 年0.45~1.90% 信用保証料率の補助 0.22~0.95%に相当する額を国が補助する。 ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外とする。 (参考)【申込人の保証料負担】 保証料率 年0.23~0.95%
融資期間 (※3)	設備資金 10年以内(据置3年以内) 運転資金 10年以内(据置1年以内)
担保・保証人 (※4)	保証協会または金融機関の定めるところによる
取扱期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日までに保証申込を受け付けたものとする。
借入申込先	滋賀銀行、関西みらい銀行、大垣共立銀行、京都銀行、福井銀行 滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫、京都信用金庫 京都中央信用金庫、滋賀県信用組合、滋賀県民信用組合 商工組合中央金庫、京滋信用組合、近畿産業信用組合 滋賀県信用農業協同組合連合会

令和8年4月1日現在

- ※1 設備資金の場合は、融資対象について、借入申込時に所要資金の30%以上の支払いがされていないこと。
融資限度額には、本制度の融資残高を含む。
- ※2 4月1日現在の利率であり、今後金融情勢等により変更することがある。
- ※3 融資期間は1年以上とすること。

※4 申込者が法人の場合は、一定の要件を満たし、保証料を上乗せすることにより、経営者保証の非提供を選択できることがある。この時の保証料負担率等は、「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」等を参照すること。

(特記事項) 上記資金の融資対象に該当しない場合でも、他の資金が活用できる場合があります。
また、融資対象者であっても、金融機関や信用保証協会の審査により、ご希望に添えない場合があります。



滋賀県では「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」を制定し、中小企業の活性化を推進しており、この事業も、条例に基づき実施される中小企業活性化施策の一つです。

しが金融ホットライン



融資に関するご相談など
中小企業の皆様の声をお聞きます！
また、県の融資制度等について
具体的な内容等をご説明します！

電話番号：077-528-3732

※留意事項

- 県が所管している融資制度等以外のご相談につきましては、内容に応じて、関係機関等を紹介させていただきます。
 - 苦情等につきましては、お聞きした内容を今後の対応に反映させていただくほか、必要に応じ、関係機関へ情報提供や他機関の紹介をさせていただきます。
- なお、個別のトラブル等につきましては、あつせん・仲介・調停を行うことはできませんので、ご了承ください。

お問い合わせ先

滋賀県 商工労働部 中小企業支援課 金融支援係

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL：077-528-3732

FAX：077-528-4871